

排水基準を定める省令の一部を改正する省令の概要

平成25年9月
水・大気環境局水環境課
閉鎖性海域対策室

閉鎖性海域においては、平成5年に水質汚濁防止法施行令等が改正され、閉鎖性の海域及びこれに流入する河川等を対象に、窒素及びりんに係る排水基準が適用された。

その際、直ちに一般排水基準を達成することが著しく困難であった一部の工場・事業場に対し、5年間の措置として、暫定排水基準を設定した（平成10年9月30日まで）。その後、平成10年、平成15年及び平成20年に暫定排水基準の見直しを行い、現在、窒素について5業種、りんについて2業種の工場・事業場に対して暫定排水基準が設定されている（平成25年9月30日まで）。

現行の暫定排水基準は平成25年9月30日をもって適用期限を迎えることから、当該業種の暫定排水基準について、環境省において所要の検討を行った結果、りに係る1業種については一般排水基準へ移行、残る業種については引き続き5年間の期限に暫定排水基準を設定することとしたい。

具体的には、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）を改正し、現行の暫定排水基準の廃止又は平成25年10月以降の暫定排水基準の延長及び強化（平成30年9月30日まで）の措置を定めることとする。

施行日：平成25年10月1日